

2021年 埼玉土建中部支部 税金学習会

学習会に参加した仲間を対象に、書込み会・相談会の予約を受け付けます。地元会場への参加が基本です。資料代として1,000円お持ち下さい。

学習会日程	会場	時間
鴻巣地域 1月27日(水)	箕田公民館 (第1会議室) 鴻巣市稲荷町26-32	18:30 19:00
北本地域 1月28日(木)	支部事務所 北本市石戸宿1-217-2	14:00 19:00
桶川地域 1月29日(金)	桶川センター (旧桶川支部) 桶川市倉田300-15	19:00

所得税書込会・消費税書込会・税理士相談会は、学習会に参加して、予約が必要となります。学習会は予約の必要はありません。

重税反対統一行動(集団申告)
3月12日(金)9:00
上尾市・上平公園 徒歩2分
上平広場(予定)

緊急事態宣言により会場の利用時間に制限ができたため、**開始時間を30分繰り上げます**。お間違えのないようにご参加ください。時間に都合のつかない方は、他会場の学習会にご参加ください。

埼玉土建は学習会に参加する仲間を大きく広げ、納税者の権利、自主計算・自主記帳の学習を強め、多くの仲間と本来あるべき税制を行政に働きかけます。

①新国税通則法に基づく調査

国税庁は、「お尋ね文書」や「呼び出し文書」を使った「ハイブリッド調査」等を従来の倍近くまで増やし、行政指導と称しつつ税務調査に移行する場合もあるので、明確にさせることが必要です。最近の税務調査では、引き続き「高額・悪質」、「所得税無申告者」、「消費税ボーダーライン層(売上850万~1000万円)」などに重点を置き調査を強めています。

②「給与」でなく、一人親方・請負・外注になった仲間

適正な確定申告(営業申告)が必要です。事業所との、①請負契約書の取り交わし、②請求書・領収書の発行、③一人親方労災加入、などの学習が必須です。

③消費税申告対策について~2019年に1000万円を超えた事業者

昨年・2019年の課税売上高が1000万円を超えた事業者は、2021年は課税事業者になり、消費税の申告・納税となります。課税売上高が5000万円以下で希望する事業者は簡易課税制度を選択できますが、2020年12月28日(月)までに簡易課税選択届書を所轄の税務署に提出する必要があります。

